

項番	質問	回答
1. 「資格情報のお知らせ」の概要に関するQA		
1-1	資格情報のお知らせはジブラルタ健康保険組合の加入者にも送付されるものですか？	いいえ、当健保組合だけではなく、全国の健康保険組合・共済組合・国民健康保険等、日本全国すべての被保険者・被扶養者を対象に作成され、送付されています。 厚生労働省の通知に基づいて行われる、全被保険者・全被扶養者あての通知であり、日本全国で展開されています。
1-2	「資格情報のお知らせ」の送付目的はなんですか？	主な目的は次の2点です。 ①健康保険証からマイナ保険証に移行することで、資格情報の目視確認が難しくなることから、マイナ保険証の保有者が、ご自身の資格情報を簡易に把握できるようにするものとして、マイナ保険証本格導入前に予めお届けするため。 ②オンライン資格確認等システムに登録されているマイナンバーの下4桁を資格情報と併せて通知することにより、被保険者・被扶養者ご自身に、今一度登録内容を確認していただくため。 みなさまにおかれましては、「資格情報のお知らせ」の記載内容に相違がないかどうか、確実に確認をお願いいたします。 万が一、記載内容に相違がありましたら、速やかに当健保組合までご連絡ください。
1-3	「資格情報のお知らせ」を受け取りましたが、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるといことですか？	当健保組合にマイナンバーが登録されておりますので、ご自身で、マイナポータルより健康保険証の利用申込をしている場合は、ご利用いただけます。 利用申込をされていない方は、マイナポータルまたはセブン銀行ATMよりお手続きが可能です。 【マイナポータルでのお申込み方法】 https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html 【セブン銀行ATMでのお申込み方法】 https://www.sevenbank.co.jp/personal/atm/mynumbercard.html
1-4	今回の「資格情報のお知らせ」を使って、医療機関を受診することはできますか？	「資格情報のお知らせ」単体では医療機関を受診することはできません。 2025年12月1日までは、マイナ保険証か健康保険証が必要です。 ただし、「資格情報のお知らせ」は、カードリーダーがない医療機関を受診する場合や、カードリーダーが故障や不具合等で使えない場合、保険診療を受けるために、マイナンバーカードと一緒に医療機関等に提示することが必要です。 右下部分が剥がせるカードタイプになっていますので、マイナンバーカードとともに携帯いただくことを推奨します。
2. 「資格情報のお知らせ」一斉送付のコストに関するQA		
2-1	このような通知を送るのは、保険料の無駄遣いではないのか。	今回の「資格情報のお知らせ」の一斉送付は、厚生労働省の通知に基づいて行われる、全被保険者・全被扶養者あての通知です。 当健保組合だけではなく、全国の健康保険組合・共済組合・国民健康保険等、日本全国すべての被保険者・被扶養者を対象に作成され、送付されています。 資格情報のお知らせ（個人番号の下4桁を含む。）の送付に係る印刷費用・郵送費用等は、国の予算に計上されており、国からの補助金の対象となっています。
3. 「資格情報のお知らせ」に関連する個人情報に関するQA		
3-1	保険者等から個人に送付する個人番号の下4桁は個人番号に該当するののか。	個人番号の下4桁は、そのみをもって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項及び第8項に規定する個人番号そのものに該当するものではありません。 しかし、個人番号の一部を切り出したものであることから、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる必要があります。 このことを踏まえ、被保険者等本人に直接送付する書類に個人番号の下4桁が含まれている場合には、念のため特定記録郵便により送付することとしています。
3-2	個人番号の下4桁や氏名等といった個人情報を本人に通知することの法的根拠はあるのか。	今回の個人番号下四桁等の個人情報の本人への送付の事務は、各保険者等が保有するデータの正確性を確保するために行うものであり、医療保険の保険給付の支給等の事務の処理に関する加入者情報の管理等といった利用目的の範囲において、個人番号・個人情報を利用するものです。 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第22条及び第65条において、個人情報取扱事業者・行政機関の長等は、個人データ・保有個人情報の正確性の確保等に努めなければならないこととされています。 健康保険組合は個人情報取扱事業者にあたります。 個人情報取扱事業者である健康保険組合が、医療保険の保険給付の支給等の事務の処理に関する加入者情報の正確性の確保等といった利用目的の範囲において、個人番号・個人情報を利用しますので、法令違反には該当いたしません。

項番	質問	回答
3-3	世帯単位で封入して世帯主や被保険者に送付した場合、個人番号の下4桁等の個人情報の家族への第三者提供に該当すると考えられるが、個人情報保護法との関係で問題ないか。	健康保険組合において被保険者（世帯主）を通じて個人番号の下4桁等の個人情報を提供する場合は、個人情報保護法第27条及び「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等を踏まえ、医療費通知を世帯ごとにとまとめて行う場合と同様の取り扱いと考えております。 また、今回は事前に当健保組合のホームページに掲載するとともに、各事業主にも事前に情報を共有し、加入者へのアナウンスも行っていただくなどの措置を講じてきております。

4. 「資格情報のお知らせ」の記載内容に誤りがある場合に関するQA

4-1	「資格情報のお知らせ」に記載された自分の情報に誤りがある場合はどうしたらいいですか？	当健保組合まで速やかにご連絡ください。 【お問合せ先】 ジブラルタ健康保険組合 TEL：03-5954-7191 平日9：00-11：00/13：30-15：30 メール：gk@gib-kenpo.or.jp
-----	--	--

5. 「資格情報のお知らせ」の作成・送付対象者に関するQA

5-1	今回送付の「資格情報のお知らせ」の作成・送付対象者は誰ですか？	2024年8月31日時点（※）において当健保組合の資格を有する被保険者・被扶養者であり、かつ2024年8月31日（※）までにマイナンバーを当健保組合に登録されている方が対象です。 ※ 任意継続、特例退職制度の被保険者・被扶養者は、基準日が2024年9月14日時点
5-2	被保険者としてすでに加入していますが、「資格情報のお知らせ」が送付されませんでした。なぜですか？	今回送付の「資格情報のお知らせ」は、2024年8月31日時点（※）において当健保組合の資格を有する被保険者・被扶養者であり、かつ2024年8月31日（※）までにマイナンバーを当健保組合に登録されている方が対象です。 ※ 任意継続、特例退職制度の被保険者・被扶養者は、基準日が2024年9月14日時点 この条件を満たしていない方には送付しておりません。 なお、今般の「資格情報のお知らせ」一斉送付対象外となった方については、作成条件充足後にあらためて「資格情報のお知らせ」を作成しお送りする予定ですが、その際は、マイナンバーの下4桁は表記されませんので、ご注意ください。 送付時期が確定しましたら、当健保組合のホームページ等で改めてお知らせします。
5-3	被扶養者として加入手続きを行い、すでに健康保険証が手元に届いていますが、「資格情報のお知らせ」が届きませんでした。なぜですか？	今回送付の「資格情報のお知らせ」は、2024年8月31日時点（※）において当健保組合の資格を有する被保険者・被扶養者であり、かつ2024年8月31日（※）までにマイナンバーを当健保組合に登録されている方が対象です。 ※ 任意継続、特例退職制度の被保険者・被扶養者は、基準日が2024年9月14日時点 この条件を満たしていない方には送付しておりません。 なお、今般の「資格情報のお知らせ」一斉送付対象外となった方については、作成条件充足後にあらためて「資格情報のお知らせ」を作成しお送りする予定ですが、その際は、マイナンバーの下4桁は表記されませんので、ご注意ください。 送付時期が確定しましたら、当健保組合ホームページ等で改めてお知らせします。
5-4	同じ世帯にもかかわらず、「資格情報のお知らせ」が送付された被扶養者と送付されていない被扶養者がいます。なぜですか？ また、送付されていない被扶養者について、後日送付されますか？	今回送付の「資格情報のお知らせ」は、2024年8月31日時点（※）において当健保組合の資格を有する被保険者・被扶養者であり、かつ2024年8月31日（※）までにマイナンバーを当健保組合に登録されている方が対象です。 ※ 任意継続、特例退職制度の被保険者・被扶養者は、基準日が2024年9月14日時点 この条件を満たしていない方には送付しておりません。 なお、今般の「資格情報のお知らせ」一斉送付対象外となった方については、作成条件充足後にあらためて「資格情報のお知らせ」を作成しお送りする予定ですが、その際は、マイナンバーの下4桁は表記されませんので、ご注意ください。 送付時期が確定しましたら、当健保組合ホームページ等で改めてお知らせします。
5-5	今回の「資格情報のお知らせ」の送付対象者になりましたが、あらためて別のタイミングで「資格情報のお知らせ」は通知されますか？	後日、マイナンバーの下4桁が表記されない形式の「資格情報のお知らせ」をお送りする予定です。 送付時期が確定しましたら、当健保組合ホームページ等で改めてお知らせします。

項番	質問	回答
5-6	事業主またはジブラルタ健康保険組合に対するマイナンバーの提出が間に合わず、今回の「資格情報のお知らせ」の対象外となってしまいました。その場合、マイナ保険証は使えませんか？	今回お送りした「資格情報のお知らせ」は、2024年8月31日（※）時点で、当健保組合が把握している情報に基づいて作成した通知です。 2024年9月1日以降（※）に当健保組合で正確なマイナンバーの登録が完了し、かつマイナ保険証利用登録を行っていれば、マイナ保険証を使用することができます。（ただし、オンライン資格確認対象外の医療機関等を除く） ご使用いただく前に、事前にマイナポータルへアクセスし、自分の資格情報が正しく登録されていることを確認してください。 ※ 任意継続・特例退職制度の被保険者・被扶養者は、基準日が2024年9月14日となりますので、2024年9月17日以降に当健保組合で正確なマイナンバーの登録が完了し、かつマイナ保険証利用登録を行っていることが必要です。

6. 「資格情報のお知らせ」の送付に関するQA

6-1	「資格情報のお知らせ」の送付先住所はどこですか？	【ジブラルタ生命・PGF生命・株式会社CLISの方】 2024年8月に事業主から当健保組合に届出された住所宛です。 （特定記録郵便扱いで送付します） 【協栄年金ホーム・三栄収納サービス・PGビジネスサービス・ジブラルタ生命労働組合・株式会社PGIの方】 事業所宛です。事業所へ一括して送付しますので、事業所経由でお受け取りください。 【任意継続・特例退職被保険者の方】 当健保組合に届出いただいている居所住所宛です。（特定記録郵便扱いで送付します）
6-2	「資格情報のお知らせ」はどのような方法で発送されますか？	所属されている会社により、発送方法が異なります。 具体的には以下の通りです。 【ジブラルタ生命・PGF生命・株式会社CLISの方】 2024年8月に事業主から当健保組合に届出された住所宛です。（特定記録郵便） 【協栄年金ホーム・三栄収納サービス・PGビジネスサービス・ジブラルタ生命労働組合・株式会社PGIの方】 事業所宛です。事業所へ一括して送付しておりますので、事業所経由でお受け取りください。 【任意継続・特例退職被保険者の方】 当健保組合に届出いただいている居所住所宛です。（特定記録郵便扱いで送付します）
6-3	「資格情報のお知らせ」が届く頃に引越し予定です。受け取りはどうしたらいいですか？	引越し先においてもお受け取りいただけるよう、郵便局にて「転居・転送サービス」の手配をお願いいたします。
6-4	（ジブラルタ生命・PGF生命・株式会社CLISの方）会社に対する住所変更手続きが未了で、さらに「転居・転送サービス」の手配が間に合わず「資格情報のお知らせ」を受け取ることができませんでした。どうしたらいいですか？	宛所不明や住所不備等により当健保組合へ返送された場合は、事業所経由で再送いたしますので、お受け取りください。
6-5	「資格情報のお知らせ」の送付先住所をこれから変更することはできますか？	これから送付先住所を変更することはできません。 宛所不明等で当健保組合へ返送された場合は、事業所経由で再送いたしますので、お受け取りください。 任意継続・特例退職制度の被保険者の方は、宛所不明等により当健保組合へ返送された場合、再送先住所を確認させていただいたうえ、お送りいたします。
6-6	（ジブラルタ生命・PGF生命・株式会社CLISの方）送付先住所が以前の住所でした。住所変更はどのように行ったらいいですか？	手続きが未了の場合は、事業主に対し住所（居所）変更を行ってください。 住所変更の手続きに関する詳細は、各事業所の担当部署へお問合せください。

項番	質問	回答
7. 「資格情報のお知らせ」の記載内容に関するQA		
7-1	同じ世帯内でも、「資格情報のお知らせ」の「負担割合」記載有無に違いがあります。なぜですか？	<p>「資格情報のお知らせ」の作成を行った2024年8月31日時点（※1）で、「高齢受給者証」が適用されているかどうか基準になっているためです。</p> <p>2024年8月31日時点（※1）で「高齢受給者証」が交付されている方（昭和29年8月1日以前生まれ（※2）の方）は、「負担割合」が記載されています。（2割または3割と記載）</p> <p>※1 任意継続・特例退職制度の被保険者および被扶養者の方は、基準日が2024年9月14日時点 ※2 任意継続・特例退職制度の被保険者および被扶養者の方は、昭和29年9月1日以前生まれの方</p> <p>【ご参考】70歳以上75歳未満の方は、被保険者の標準報酬月額に応じて医療機関等の窓口で支払う医療費の負担割合が「2割」または「3割」となる仕組みになっています。</p>
7-2	2024年9月の時点で70歳を迎えているため、すでに「高齢受給者証」が交付されていますが、今回受け取った「資格情報のお知らせ」には負担割合が記載されていません。なぜですか？	<p>「資格情報のお知らせ」は、2024年8月31日時点（※1）の情報に基づいて作成されているからです。</p> <p>「資格情報のお知らせ」の作成基準日である2024年8月31日時点（※1）で「高齢受給者証」が交付されていない場合は、2024年9月1日以降に「高齢受給者証」の交付を受けていても、「負担割合」は記載されません。（昭和29年8月1日以前生まれ（※2）の方は、「負担割合」が記載されています。（2割または3割）</p> <p>マイナポータルの「健康保険証」→「資格情報」から、最新情報を確認することができますので、ご自身の情報をご覧ください。</p> <p>※1 任意継続・特例退職制度の被保険者および被扶養者の方は、基準日が2024年9月14日時点 ※2 任意継続・特例退職制度の被保険者および被扶養者の方は、昭和29年9月1日以前生まれの方</p>
7-3	2024年9月に新たに受け取り、所持している「高齢受給者証」の負担割合と「資格情報のお知らせ」に記載された負担割合が違います。なぜですか？	<p>「資格情報のお知らせ」は、2024年8月31日時点（※）の情報に基づいて作成されているためです。</p> <p>2024年9月1日から、「高齢受給者証」の負担割合が変更された方は、その「高齢受給者証」に記載された内容が正しい情報です。</p> <p>マイナポータルの「健康保険証」→「資格情報」からも、最新の負担割合を確認することができますので、ぜひ一度、マイナポータルからご自身の情報をご覧ください。</p> <p>※ 任意継続・特例退職制度の被保険者および被扶養者の方は、基準日が2024年9月14日時点</p>
7-4	退職後、ジブラルタ健康保険組合の任意継続被保険者制度（または特例退職被保険者制度）への加入手続き中です。「資格情報のお知らせ」はどの情報が記載されますか？	<p>今回送付の「資格情報のお知らせ」は、2024年8月31日時点において当健保組合に登録されている情報で作成されます。</p> <p>個別の届出状況により異なるため、「退職前の資格情報」、「任意継続被保険者（または特例退職被保険者）の資格情報」のどちらが記載されるか、一律に回答することができません。</p> <p>まず、お手元に届く「資格情報のお知らせ」の記載内容は、2024年8月31日時点において当健保組合に登録されている情報ですので、その時点で相違ないかを確認してください。</p> <p>次に、マイナポータルの「健康保険証情報」より、最新の情報にアップデートされていることをご確認ください。</p> <p>（標準的には、手続きから10日ほどで更新されますが、個別のケースによってはそれ以上の日数を要する場合がありますのでご了承ください。）</p>
7-5	ジブラルタ健康保険組合の任意継続被保険者（または特例退職被保険者）に加入しましたが、退職前の資格情報が記載されています。なぜですか？	<p>2024年8月31日時点で当健保組合に退職の情報が登録されていない場合、退職前の情報に基づいて作成されるためです。</p> <p>「退職前の資格情報」、「任意継続被保険者（または特例退職被保険者）の資格情報」のいずれが記載されるのか、個別の届出状況により異なります。</p> <p>まず、お手元に届く「資格情報のお知らせ」の記載内容は、2024年8月31日時点において当健保組合に登録されている情報ですので、その時点で相違ないかを確認してください。</p> <p>次に、マイナポータルの「健康保険証情報」より、最新の情報にアップデートされていることをご確認ください。</p> <p>（標準的には、手続きから10日ほどで更新されますが、個別のケースによってはそれ以上の日数を要する場合がありますのでご了承ください。）</p>
7-6	同日得喪による再雇用を予定しています。「資格情報のお知らせ」はどの情報が記載されますか？	<p>今回送付の「資格情報のお知らせ」は、2024年8月31日時点において当健保組合に登録されている情報で作成されます。</p> <p>まず、お手元に届く「資格情報のお知らせ」の記載内容が、2024年8月31日時点において当健保組合に登録されている情報かを確認してください。</p> <p>次に、再雇用となった後に、マイナポータルの「健康保険証情報」より、最新の情報にアップデートされていることをご確認ください。</p> <p>（事業主からの届け出時期の関係上、標準的には、再雇用となった月の月末から翌月初め頃に更新されますが、個別のケースによってはそれ以上の日数を要する場合がありますのでご了承ください。）</p>

項番	質問	回答
8. 退職後に「資格情報のお知らせ」を受け取った場合に関するQA		
8-1	「資格情報のお知らせ」を受け取ったものの、すでに退職してジブラルタ健康保険組合の資格がありません。「資格情報のお知らせ」の内容を確認する必要はありますか？	「資格情報のお知らせ」をお受け取りになった時点で、すでに当健保組合の資格がない場合であっても、念のため内容の確認をお願いいたします。 (記載内容が、2024年8月31日時点の情報と相違してしまったり、当健保組合までご連絡ください。) 次に、マイナポータル「健康保険証情報」より、退職後に加入手続きを行った健康保険の情報にアップデートされていることをご確認ください。 (標準的には、手続きから10日ほどで更新されますが、場合によってはそれ以上の日数を要する場合がありますのでご了承ください。) なお、「資格情報のお知らせ」は当健保組合に返送いただく必要はございませんので、ご自身で処分いただきますようお願いいたします。
8-2	転職してすでに他の健保に加入していますが、ジブラルタ健康保険組合から「資格情報のお知らせ」が届きました。何か手続きは必要ですか？	手続きは、必要はありません。 「資格情報のお知らせ」をお受け取りになった時点で、すでに当健保組合の資格がない場合であっても、念のため内容の確認をお願いいたします。 (記載内容が、2024年8月31日時点(※)の情報と相違している場合は、当健保組合までご連絡ください。) 次に、マイナポータル「健康保険証情報」より、退職後に加入手続きを行った健康保険の情報にアップデートされていることをご確認ください。 (標準的には、手続きから10日ほどで更新されますが、場合によってはそれ以上の日数を要する場合がありますのでご了承ください。) なお、「資格情報のお知らせ」は当健保組合に返送いただく必要はございませんので、ご自身で処分いただきますようお願いいたします。 ※ 任意継続・特例退職制度の被保険者および被扶養者の方は、基準日が2024年9月14日時点
9. 「資格情報のお知らせ」一斉送付と前後する異動処理に関するQA		
9-1	「資格情報のお知らせ」が届く前に氏名変更を予定しています。どうしたらいいですか？	お手元に届く「資格情報のお知らせ」は、氏名変更を行う前の情報が記載されていますので、その内容の「資格情報のお知らせ」についてご確認ください。 氏名変更のお手続き後、データ登録が反映するまでに数日を要しますので、1週間程度時間を空けてから、マイナポータルの「健康保険証」→「資格情報」より、氏名変更の届出内容が反映されていることをご確認ください。 (標準的な手続き日数の場合です。場合によってはそれ以上の日数を要する場合がありますのでご了承ください。)
9-2	「資格情報のお知らせ」を受け取りましたが、今後、氏名変更を予定しています。「資格情報のお知らせ」の再交付申請は必要ですか？	「資格情報のお知らせ」の再交付申請を行う必要はありません。 氏名変更のお手続き後、データ登録が反映するまでに数日を要しますので、1週間程度時間を空けてから、マイナポータルの「健康保険証」→「資格情報」より、氏名変更の届出内容が反映されていることをご確認ください。 (標準的な手続き日数の場合です。場合によってはそれ以上の日数を要する場合がありますのでご了承ください。)
9-3	これから氏名変更を予定しています。氏名変更後に「資格情報のお知らせ」は再交付されますか？	再交付はありません。 氏名変更のお手続き後、データ登録が反映するまでに数日を要しますので、1週間程度時間を空けてから、マイナポータルの「健康保険証情報」より、氏名変更の届出内容が反映されていることをご確認ください。 (標準的な手続き日数の場合です。場合によってはそれ以上の日数を要する場合がありますのでご了承ください。)
10. 「資格情報のお知らせ」の紛失再交付に関するQA		
10-1	「資格情報のお知らせ」の内容を確認したあと、紛失してしまいました。再交付を受ける必要はありますか？	現時点で直ちに再交付を申請する必要はありません。 マイナポータルからオンライン資格確認等システムに登録されている自分の資格情報をPDFデータとしてダウンロードし、スマートフォンに保存することができます。 「資格情報のお知らせ」の再交付の仕組みができましたら、あらためて通知いたします。
10-2	カードリーダーがない医療機関を受診するときなどに、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を医療機関の窓口で提示すると聞きました。「資格情報のお知らせ」を紛失してしまいましたが、再交付を受ける必要はありますか？	現時点で直ちに再交付を受ける必要はありません。 カードリーダーがない医療機関を受診する場合や、医療機関のカードリーダーが故障や不具合等で使えない場合は、2025年12月1日までは健康保険証を提示して受診してください。 また、マイナポータルからオンライン資格確認等システムに登録されている自分の資格情報をPDFデータとしてダウンロードし、スマートフォンに保存することができますので、そのスマートフォンの画面とマイナ保険証を提示して受診することも可能です。 「資格情報のお知らせ」の再交付の仕組みができましたら、あらためて通知いたします。

項番	質問	回答
11. 「資格情報のお知らせ」の取扱や保管・利用方法に関するQA		
11-1	「資格情報のお知らせ」の内容確認が終わったので、「資格情報のお知らせ」は破棄してもいいですか？	破棄せず、大切に保管してください。 右下部分が剥がせるカードタイプになっていますので、マイナ保険証とともに携帯いただくことを推奨します。 「資格情報のお知らせ」は、カードリーダーがない医療機関を受診する場合や、カードリーダーが故障や不具合等で使えない場合、保険診療を受けるために、マイナンバーカードと一緒に医療機関等に提示する必要があります。 なお、「資格情報のお知らせ」を携帯していない場合でも、事前にマイナポータルから医療保険の資格情報をダウンロードしておく、それを「資格情報のお知らせ」の代わりに利用することができます。
11-2	「資格情報のお知らせ」に記載されている内容を確認した後、「資格情報のお知らせ」はどのように取り扱ったらいいですか？	大切に保管してください。 右下部分が剥がせるカードタイプになっていますので、マイナ保険証とともに携帯いただくことを推奨します。 「資格情報のお知らせ」は、カードリーダーがない医療機関を受診する場合や、カードリーダーが故障や不具合等で使えない場合、保険診療を受けるために、マイナンバーカードと一緒に医療機関等に提示する必要があります。 なお、「資格情報のお知らせ」を携帯していない場合でも、事前にマイナポータルから医療保険の資格情報をダウンロードしておく、それを「資格情報のお知らせ」の代わりに利用することができます。
11-3	「資格情報のお知らせ」のみを持参し、医療機関等を受診して保険診療を受けることができますか？	「資格情報のお知らせ」単体では医療機関を受診することはできません。 2025年12月1日までは、マイナ保険証か健康保険証が必要です。 2025年12月2日以降は、マイナ保険証が必要になります。 ただし、カードリーダーがない医療機関を受診する場合や、カードリーダーが故障や不具合等で使えない場合、保険診療を受けるために、「資格情報のお知らせ」をマイナンバーカードと一緒に医療機関等に提示する必要があります。 右下部分が剥がせるカードタイプになっていますので、マイナンバーカードとともに携帯することを推奨します。
11-4	医療機関を受診する際、「資格情報のお知らせ」を持参する必要はありますか？	マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を、一緒に携帯し医療機関を受診することを推奨します。 「資格情報のお知らせ」は、カードリーダーがない医療機関を受診する場合や、カードリーダーが故障や不具合等で使えない場合、保険診療を受けるために、マイナンバーカードと一緒に医療機関等に提示する必要があります。 なお、「資格情報のお知らせ」を携帯していない場合でも、事前にマイナポータルから医療保険の資格情報をダウンロードしておく、それを「資格情報のお知らせ」の代わりに利用することができます。
11-5	「資格情報のお知らせ」は台紙から剥がすとカードになりますが、持ち歩く必要はありますか？	マイナ保険証とともに携帯することを推奨します。 「資格情報のお知らせ」は、カードリーダーがない医療機関を受診する場合や、カードリーダーが故障や不具合等で使えない場合、保険診療を受けるために、「資格情報のお知らせ」とマイナンバーカードを医療機関等に提示する必要があります。 なお、「資格情報のお知らせ」を携帯していない場合でも、事前にマイナポータルから医療保険の資格情報をダウンロードしておく、それを「資格情報のお知らせ」の代わりに利用することができます。
12. マイナ保険証・健康保険証に関するQA		
12-1	マイナ保険証の利用登録を行いました。現行の健康保険証はどうしたらいいですか？	2025年12月1日の特別措置期間終了までは、使用することができますので、大切に保管してください。 また、特別措置期間前に当健保組合の資格を喪失した場合は、健康保険証を当健保組合に返納していただく必要があります。 特別措置期間が終了した2025年12月2日以降は、すべての健康保険証が無効です。ご自身で処分してください。（回収はいたしません。）